基本的な流れ(フロー)

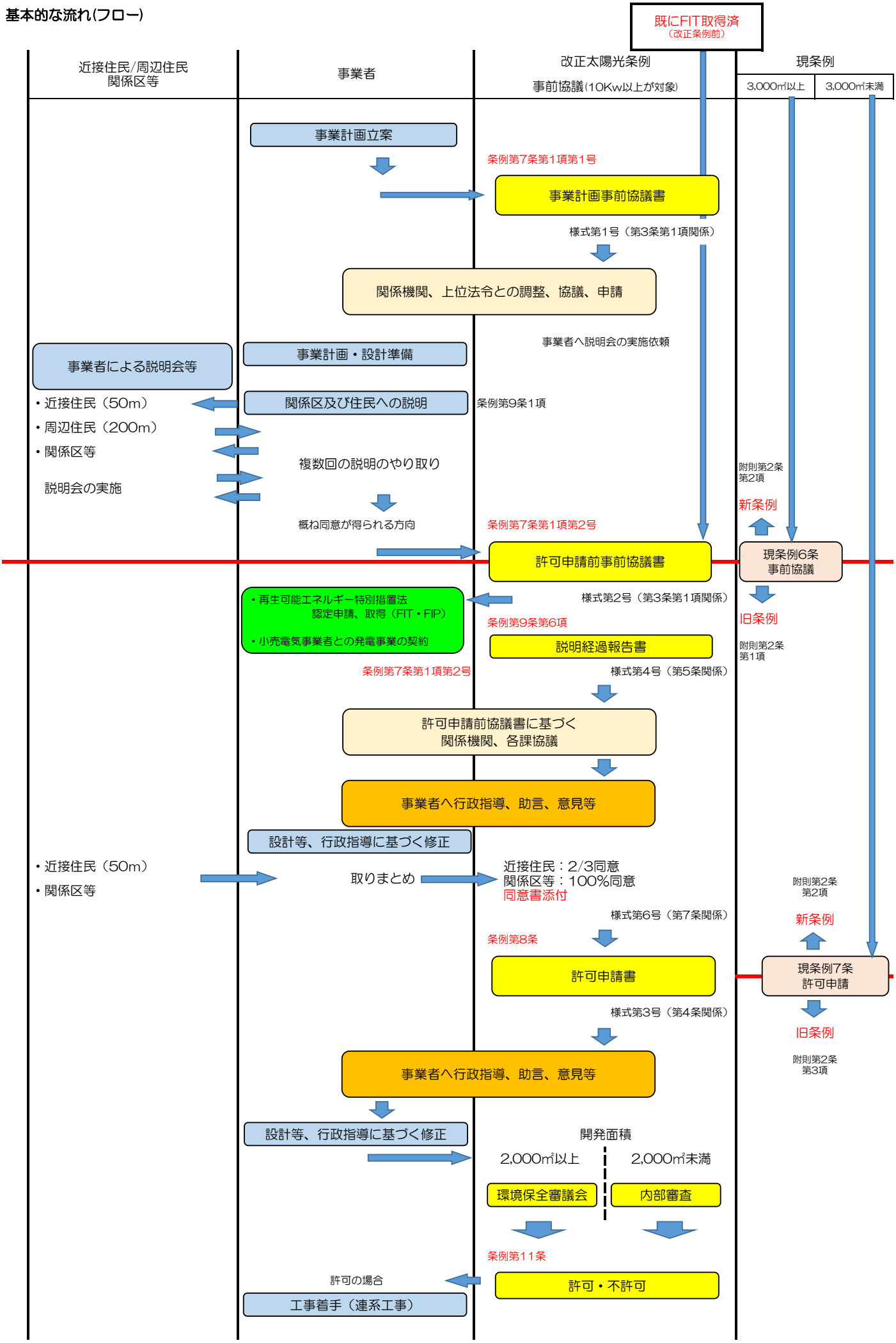
既にFIT取得済
（改正条例前）
近接住民/周辺住民
関係区等
事業者
改正太陽光条例
事前協議(10Kw以上が対象)
現条例
3,000㎡以上
3,000㎡未満
事業計画立案
条例第7条第1項第1号
事業計画事前協議書
様式第1号（第3条第1項関係）
関係機関、上位法令との調整、協議、申請
事業者へ説明会の実施依頼
事業者による説明会等
事業計画・設計準備
・近接住民（50m）
・周辺住民（200m）
・関係区等
関係区及び住民への説明
条例第9条1項
複数回の説明のやり取り
説明会の実施
概ね同意が得られる方向
附則第2条
第2項
新条例
条例第7条第1項第2号
許可申請前事前協議書
現条例6条
事前協議
・再生可能エネルギー特別措置法
認定申請、取得（FIT・FIP）
・小売電気事業者との発電事業の契約
様式第2号（第3条第1項関係）
旧条例
条例第9条第6項
説明経過報告書
附則第2条
第1項
条例第7条第1項第2号
様式第4号（第5条関係）
許可申請前協議書に基づく
関係機関、各課協議
事業者へ行政指導、助言、意見等
設計等、行政指導に基づく修正
・近接住民（50m）
・関係区等
取りまとめ
近接住民：2/3同意
関係区等：100%同意
同意書添付
附則第2条
第2項
様式第6号（第7条関係）
新条例
条例第8条
許可申請書
現条例7条
許可申請
様式第3号（第4条関係）
旧条例
附則第2条
第3項
事業者へ行政指導、助言、意見等
設計等、行政指導に基づく修正
開発面積
2,000㎡以上
2,000㎡未満
環境保全審議会
内部審査
条例第11条
許可の場合
許可・不許可
工事着手（連系工事）